

最終改正 令和6年4月1日

契約条項

（総則）

第1条 受注者は、表記記載の物品を表記記載の契約金額をもって、表記記載の納入期限までに納品書を添えて納入しなければならない。

（権利義務の移転）

第2条 受注者は、発注者の承諾を得た場合を除き、この物品の一部又は全部を第三者に供給させ、又は、この契約締結によって生ずる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

（検査）

第3条 発注者は、受注者から物品の納入（第8条第1項及び第2項の規定による履行の追完を含む。）があったときは、10日以内に受注者の立会いのもとに検査を行う。

2 物品の検査に必要な費用及び検査のための変質、消耗又は毀損したものの損失は、受注者の負担とする。

（所有権の移転、引渡し及び危険負担）

第4条 物品の所有権は、前条の検査に合格したとき又は第8条第3項の規定による減額請求が確定したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその物品は発注者に引き渡されたものとする。

2 前項の規定による引渡し前に生じた物品の滅失、毀損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

（代金支払）

第5条 売買代金の支払は、物品の引渡し後、受注者からの支払請求書を受理した日から30日以内にするものとする。

（契約内容の変更）

第6条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、納入物品の内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができるものとする。

（納入期限の延長等）

第7条 受注者は、納入期限内に物品を納入することができないときは、その理由を明示して発注者に納入期限の延長を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることができる。

（発注者の追完請求権及び契約代金減額請求権）

第8条 納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者は、受注者に対し、発注者の指定する期日までに良品との交換若しくは修理又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約代金の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不可能であるとき。

（2）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4）前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項本文の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 前3項の規定は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは適用しない。

（発注者の任意解除権）

第9条 発注者は、次条から第13条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、発注者及び受注者で協議して定める。

（発注者の催告による解除権）

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第3号様式（第2条関係）

- (1) 正当な理由なく納入期限までに良品を納入しないとき。
- (2) 正当な理由なく第8条第1項又は第2項の履行の追完がなされないとき。
(発注者の催告によらない解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約を完全に履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 受注者がこの契約の債務の完全な履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第15条又は第16条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(暴力団等排除に係る発注者の解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 受注者が、第1号から第4号までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に売買代金債権を譲渡したとき。
- (8) 前3号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
(談合その他不正行為に係る発注者の解除権)

第13条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条及び第19条において同じ。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをしていい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令を

第3号様式（第2条関係）

いう。次号及び第19条第2項第2号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次号及び第19条第2項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条 第10条各号、第11条各号又は第12条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第10条から第12条までの規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第16条 発注者がこの契約の債務の完全な履行を拒絶する意思を明確に表示したときは、受注者は、直ちにこの契約を解除することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第17条 前2条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 納入期限までに良品を納入することができないとき。
 - (2) 受注者の債務の履行に契約不適合があるとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。
- (1) 第10条から第12条までの規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当するときは、受注者は、遅滞なくその理由を発注者に申し出なければならない。
- 6 前項の場合において、発注者は、納入期限後相当の期間内に納入する見込みがあると認めたときは、受注者から違約金を徴収して納入期限を延長することができる。この場合の違約金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて得た額とする。
- 7 前項の違約金に100円未満の端数があるとき又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。
- 8 第2項に規定する場合（第12条の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第3号様式（第2条関係）

9 第2項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第19条 受注者は、第13条各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の10分の2に相当する額を、発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

(1) 第13条第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。

(2) 第13条第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 前2項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第20条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第5条の規定による支払期日までに売買代金を支払わない場合には、受注者は、発注者に対して財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

3 前項の利息に100円未満の端数があるとき、又は利息が100円未満であるときは、その端数金額又はその利息は請求することができない。

（種類又は品質に関する担保責任の期間）

第21条 受注者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物品を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

（妨害等に対する報告義務等）

第22条 受注者は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかにその旨を発注者へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 受注者が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の規定による発注者への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、瀬戸市の調達契約からの排除措置を講じることがある。

（費用の負担）

第23条 この契約の締結に要する費用及び物品の納入（第8条第1項及び第2項の規定による履行の追完を含む。）に要する費用は、受注者の負担とする。

（疑義等の決定）

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、瀬戸市契約規則（昭和40年瀬戸市規則第18号）によるほか発注者及び受注者で協議して定めるものとする。